

令和7年議案第10号

愛北広域事務組合行政財産の目的外使用料条例の一部改正について

愛北広域事務組合行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年10月31日提出

愛北広域事務組合

管理者 江南市長 澤田和延

提案理由

この案を提出するのは、納入通知及び使用料の区分について、所要の整備を図る必要があります。

愛北広域事務組合行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例（案）

愛北広域事務組合行政財産の目的外使用料条例（平成元年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「納入義務者に対して納入通知書を発行しなければならない」を「愛北広域事務組合予算決算会計規則（平成11年規則第12号）第31条による納入の通知を行うものとする」に改める。

別表建物の項を次のように改める。

建物	自動販売機	1台1年につき	12,000円
----	-------	---------	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。